
TBS『報道特集NEXT』 ブラックノート詐欺事件報道に関する意見

放送倫理検証委員会

委員長	川端 和治
委員長代行	上滝 徹也
委員長代行	小町谷育子
委員	石井 彦壽
委員	市川 森一
委員	里中満智子
委員	立花 隆
委員	服部 孝章
委員	水島 久光
委員	吉岡 忍

*本意見書は2010年1月～3月の放送倫理検証委員会での審議をもとに作成されたものです。上滝委員長代行、市川委員、里中委員は任期満了につき3月末をもって退任致しました。

目 次

I	はじめに——放送局と制作会社の「対等なパートナー」関係とは何か	1
II	審議の対象とした番組と審議に至る経緯	1
	1. 放送	1
	2. 通報	2
	3. 制作会社	2
	4. お詫び放送	2
	5. 審議入り	3
	6. 報告書	3
III	報告書の要点	3
	1. マイケル宅の郵便受けから郵便物を持ち出し、開封した件	3
	2. マイケルの車両に発信器を取りつけた件	4
	3. TBSと制作会社の関係及び放送に至った経緯	4
	4. 今後の再発防止策について	4
IV	委員会の判断	5
	1. 郵便物の持ち出しと開封——健全な常識の欠如を憂う	6
	2. 発信器の取り付け——議論が尽くされていない	6
	3. TBSと制作会社の関係——信頼関係が空洞化している	9
	4. 再発防止策——これで上下関係意識は克服できるだろうか	10
V	おわりに——「対等なパートナー」に意義のある中身を	11

別添

TBS調査報告書

I はじめに——放送局と制作会社の「対等なパートナー」関係とは何か

テレビには、ときにはその現場で働いている人々の過半が制作会社所属であったり、フリーであったりと、他のマスメディアでは見られない独特の特徴がある。その外部スタッフの役割も、番組制作の中枢を担うこともあれば、周辺にとどまることもあって、一様ではない。いずれにしても今日のテレビ局は、制作会社や外部スタッフの協力なしには成り立たない構造になっている。

こうした実情を踏まえ、今日の放送界では、テレビ局と制作会社の関係は「対等なパートナー」だと言われる。しかし、実際には、その関係は番組の種類や規模や内容によってちがひ、双方の陣容や力量によっても変わってくるので、パートナーという関係が具体的に何を指すのか、必ずしも明確ではない。

BPO放送倫理検証委員会が発足して3年になる。この間、委員会が審議してきた事例も一様ではないが、そのなかにはテレビ局と制作会社の関係が円滑でなかったゆえに、スタッフ間で放送の使命の自覚や倫理意識にばらつきがあり、不適切な放送へとつながった例も少なくなかった。

今回、委員会が審議した事案でもまた、両者間の意思疎通が重要な場面で不十分だったことが、取材過程における違法行為などを引き起こし、また見過ごす原因となっている。テレビ局と制作会社が多様かつ複雑な形で二人三脚を組み、番組制作に当たっている現在、両者の良好な関係をどう築いていくべきなのか。

委員会は、本件事案の当該局と当該制作会社のみならず、放送界全体がこの問題に正面から取り組み、双方にとって明瞭で風通しがよく、メリットもある仕組みができることを期待したい。

II 審議の対象とした番組と審議に至る経緯

1. 放送

TBSテレビは2009年12月5日の『報道特集NEXT』内で「ブラックノート 追跡180日 “黒い札束”のナゾ」と題する約24分間の番組を放送した（同月8日の『イブニングワイド』関東ローカル枠の特集でも放送されたが、ほぼ同一内容なので、本意見書では『報道特集NEXT』に沿って検証していくことにする）。

これは、「アメリカ軍将校マイケル」と名乗る男（以下、マイケルという）が、日本人男性Aさんから約3000万円をだまし取った詐欺事件を追った番組だった。マイケルは札束状に束ねた黒い紙を示し、これに特殊な薬品をかけると1万円札にもどると虚偽の説明をした上で、50億円分あるので山分けしようとAさんに持ちかけ、そ

の薬品代として上記金額をだまし取った。番組中には取材スタッフがマイケルの車を尾行し、アパートを突き止めたり、黒い紙がただの上質紙であることを検査や実験で確かめたり、トリックを暴かれたマイケルが逃走するシーンなどがあり、いかにもテレビの調査報道らしい番組だった。

なお、このマイケルと自称する人物は、その後日本を出国して逃亡したと見られ、その行方は現在もわかっていない。

2. 通報

放送後の09年暮れ、TBSは外部からの通報によって、この番組の取材過程で、①マイケルの実名を確認するため、マイケル宅の郵便受けから公共料金の請求書葉書を持ち出し、開封した。

②マイケルの車両に位置情報を発信する機器（以下、発信器という）を設置し、追跡行為をした。

という2つの「事実」があったことを知らされた。

TBSはこれを受け、本件番組の取材・制作過程に放送倫理上の問題がなかったかどうかの調査を開始した。

3. 制作会社

この番組は制作会社からの、いわゆる「持ち込み企画」だった。持ち込んだのは、海外の紛争地の取材等では実績があり、これまでもTBSはじめ主要なテレビ局に映像配信するなど、番組制作に関わってきた制作会社である。

TBSからの問い合わせに対し、制作会社は年が明けた2010年1月7日、文書による回答を寄せ、上記2点がいずれも事実であったことを認めた。

4. お詫び放送

TBSは1月9日、報道局編集主幹と弁護士2名による社内調査チームを発足させ、この放送を担当したTBS番組プロデューサーと、取材・制作に当たった制作会社関係者に対する聴き取り調査を行った。

その結果判明した事実に関し、TBSは1月14日放送の『イブニングワイド』で、上記①の葉書の持ち出し・開封について、同月16日放送の『報道特集NEXT』では、①の葉書の持ち出し・開封と、②の発信器取り付けの両方について、視聴者に事実関係を説明した上で、こうした取材は「報道倫理上認められないもの」であり、TBSも「不適切な取材」が行われた番組を放送した責任を免れず、深く反省するとともに再発防止に努める旨を表明した。

5. 審議入り

BPO放送倫理検証委員会がTBSから本件の概略的な報告を受け取ったのは、1月15日の定例委員会の直前である。委員会は、葉書の持ち出し・開封が明らかな違法行為であり、当事者がそれを行ったことを認めていることなどから、委員会運営規則第4条により、審議入りすることを決定した。

しかし、この段階では、本件番組の企画立案から放送に至る経緯や、問題があるとされた取材中の行為になお不明のことが多いと判断し、TBSに対し、より詳細な調査継続と、その結果の文書による報告を要請することにした。

6. 報告書

TBSから「報道特集NEXT『ブラックノート詐欺』についての報告」（以下、報告書という）が提出されたのは2月9日である。

上で触れたようにTBSは今回の問題に関し、報道局内に弁護士らを交えた社内調査チームを発足させ、局側の番組プロデューサーと制作会社関係者の総計7人から十数時間におよぶ聴き取りを行ったという。提出された報告書はこうした調査をベースに、放送に至った経緯、TBSと制作会社との関係、再発防止策等について具体的に述べている。

委員会はこの報告書の内容を検討し、審議を行った。

なお、本意見書の末尾に報告書の全文を添付する。したがって、ここでは本件番組に関する一般的説明等は重複を避けるために省略し、以下、報告書の要点を概観したのちに委員会の考えを述べることにする。

Ⅲ 報告書の要点

報告書は、制作会社が行った「報道倫理上認められない」「不適切な取材」として、以下のような事実を明らかにした上で、これらを事前に把握していなかったTBS側の問題点を指摘し、再発防止に向けた取り組みを明らかにしている。

1. マイケル宅の郵便受けから郵便物を持ち出し、開封した件

これは09年7月5日、制作会社ディレクターが、マイケルの本名を確認するためとして、同社アシスタント・ディレクターに指示し、行かせたものである。

ディレクターがアシスタント・ディレクターに対し、郵便受けに入っていた公共料金請求の葉書を持ち帰るよう指示した際、アシスタント・ディレクターは「まずい」と抵抗したが、押し切られた。アシスタント・ディレクターは自宅に持ち帰った葉書を開封し、マイケルの本名を確認した。

翌日、アシスタント・ディレクターは開封したままの葉書をディレクターに渡した。ディレクターはそれを糊づけし、翌日か翌々日の夜、マイケル宅の郵便受けにもどした。

2. マイケルの車両に発信器を取りつけた件

これは2回行われ、最初は09年6月27日、2回目は9月10日だった。詐欺事件という悪質性や尾行・追跡取材の難しさ等を勘案して採られた手段だったとされる。設置したのはいずれも制作会社のディレクターで、同社代表も了承していた。

最初のときは、マイケルが被害者Aさんと会った際、2回目は、制作会社取材スタッフがマイケルに直接取材することになった前日か前々日の夜に取りつけた。

なお、報告書には、取りつけた発信器の種類、使用状況、用済み後の発信器の処置等についての記述はない。

3. TBSと制作会社の関係及び放送に至った経緯

TBSに制作会社から本件番組の企画が持ち込まれたのは7月29日だった。制作会社は被害者Aさんの話を聞き、マイケルの自宅や立ち回り先を撮影するなど、すでに取材の大半をすませしており、あとはマイケルに対する直接取材を行えばよいという段階になっていた。つまり、企画が提案される以前に、上記の郵便物の持ち出し・開封と、1回目の発信器設置が行われていたことになる。

制作会社から企画を提案された『報道特集NEXT』の番組プロデューサーは、捜査当局も「ブラックノート詐欺」問題を把握していることを独自に確認したのち、放送する意味があると判断し、上長の承諾を得て、この企画を採用した。以後、TBSと制作会社は共同で放送に向けての作業を行ったが、この段階でも、これ以降も、制作会社から上記2点の行為についての報告や説明はなかった。

制作会社は9月10日、マイケルへの直接取材を行ったが、その際、2回目の発信器の取り付けをしている。この事実も、TBS側には伝えられなかった。

その後、局側の番組プロデューサーらも加わって編集・プレビュー・修正・ナレーション収録が行われ、12月5日と8日の2回の放送に至った。この間も、取材テープ等に不自然な点がなかったため、TBSの番組プロデューサーらが郵便物の持ち出し・開封や発信器の設置という事実気づくことはできなかった。

4. 今後の再発防止策について

放送される番組が適正に取材・制作されたかを確認・管理する責任はテレビ局にある。

報告書は、それが今回、十全ではなかったことを「痛恨の極み」と言い、これを教

訓に、今後は報道局内のチェック体制の強化を図るとともに、制作会社に対しては、TBSの「報道倫理ガイドライン」説明会への出席を要請し、確認書の提出を求めるなどの再発防止策を講じる、と締め括っている。

IV 委員会の判断

委員会はTBSの報告書に基づき、上に要約した4点について、放送倫理の観点からどう考えるべきかを中心に検討した。

本件事案で差し当たり問題になるのは、郵便物の持ち出し・開封と発信器設置という取材手法とプライバシーの関係だが、そもそも事件や犯罪に関する取材は一から十まで、取材対象者のプライバシーに踏み込む行為であるといっても過言ではない。それが取材として容認されるのは、放送が「健全な民主主義の発達に資する」（放送法第1条3）使命を担い、そこで得られた事実や情報を広く報道することが公益性・公共性にかなうと考えられてきたからであった。

これを別の観点から言えば、取材者・制作者にはつねに放送の使命や公益性・公共性を念頭に置きながらも、他者のプライバシーを侵しているという自覚を持ち、いま行っている取材とその手法が正当かどうか、みずから考え、仲間がいるときはともに議論し、きちんとした合意を作っておくことが要請されているということである。

視聴者が番組やテレビ局に期待し、信頼するのも、取材者・制作者がそのように自己を律しているはずだ、と考えるからである。

委員会はこれまで3年間の活動のなかで、放送関係者から「こういう取材のやり方はよい、こういう編集はいけない、というルールや指針を具体的に示してほしい」といった種類の要望を何度も受け取ってきた。そのたびに私たちが「自分たちで考えてください」と言いつづけてきたのは、放送倫理が、外形的事実のみによってではなく、放送の使命や公益性・公共性との相関のもとで、個別具体的に判断されることが基本だと考えるからである。

放送の使命と切り離されたところで、いちいちの取材行為や編集手法の善し悪しを云々することは、放送倫理の形骸化を引き起こすばかりでなく、取材や編集の仕方に形式的な枠をはめ、不自由にしてしまう。ひいてはそれは、多種多様な放送を期待し、享受する視聴者に不利益をもたらすことにもなるだろう。

ところが、本件事案では、TBS側と制作会社のあいだで取材手法をめぐる議論された形跡がまったくない。報告書は、制作会社の内部でも、ディレクターとアシスタント・ディレクターのあいだで意見の相違があったことを明らかにしている。

本来、放送倫理が生成され、もっとも議論されなければならない取材と制作の現場で、それらしい努力が払われなかったこと、またそのために必要な親密でオープンな

関係構築の努力がされなかったこと自体に、本件事案の最大の問題がある。

1. 郵便物の持ち出しと開封——健全な常識の欠如を憂う

他人の郵便受けから郵便物を持ち出し、開封することが法律に触れる行為であることくらい、誰もが知っている一般常識ではないだろうか。郵便物の持ち帰りは刑法235条の窃盗罪に当たり、開封は、親告罪だが、同133条の信書開封罪に該当する。

報告書には、制作会社のディレクターからマイケル宛ての葉書の持ち出しと開封を指示されたアシスタント・ディレクターが「まずい」と主張し、「抵抗した」とあるが、それこそ常識にかなった、健全な判断だったと言うべきである。

制作会社とディレクターは、アシスタント・ディレクターに違法な行為を命じ、その意に反して実行させた責任を負わなければならない。むろんTBSも、このような明白な違法行為が行われていた事実を把握できないまま放送した責任を免れない。

2. 発信器の取り付け——議論が尽くされていない

TBSは報告書でも、また1月16日に行ったお詫び放送でも、上記の葉書の持ち出し・開封と並べて、2回の発信器取り付けについても、「こうした取材行為は、報道倫理上認められない」「不適切な取材」だったと述べている。

報告書がその根拠としているのは、TBSの「報道倫理ガイドライン2009年版」である。そこに「報道の基本姿勢」として「正確であること」「誠実であること」等とともに「品位があること」という項目が掲げられ、「社会通念から逸脱する手法や手段をとってはならない」とある。発信器設置はこれに抵触する、と判断されたようである。

報告書はまた一方で、TBSが社内調査の時点で制作会社から受けた説明として、発信器を取りつけたのは「『詐欺的行為』の悪質性、尾行の難しさ、外国人犯罪の人定の難しさ及び交通事故の回避などの理由から、今回のケースでは発信器の使用はやむを得ない選択である（と判断した）」とも記している。ここからは、制作会社側も発信器取り付けが通常は行われない取材手法であり、今回は特殊なケースである、と考えていた節がうかがえる。

だが、こうした制作会社の説明に関して、TBSが、あるいは社内調査チームがどのような検討をしたのか、またTBS側と制作会社のあいだでどんな議論が交わされたのかについて、報告書は何も触れていない。

委員会が奇異に感じるのは、ここである。

取材手法や手段は、取材者・制作者にとっては常日頃の関心事のはずである。マスメディアの、とくに報道の分野ではこれまでも、「隠し撮り」や「隠し録音」が取材対象者のプライバシーの侵害に当たらないか、相手との信頼関係を損ねることにならな

いかといった議論がされてきたが、そのたびに指摘されたことは、これらの是非は、行為の外形的事実のみによって形式的に即断されるべきではなく、報道の使命や公益性・公共性との相関、さらには必要性・緊急性の度合いや、他に代替手段がないのかどうか等、取材状況の個別特殊な事情を勘案して判断されなければならない、ということであった。

隠し撮りや、本件のような発信器設置という行為には、プライバシー等に関わる法的な問題が否応なく関わってくる。そのような場合には、品位や社会通念の観点ばかりでなく、事件の態様や取材の進展状況に即した検証が必要になるはずである。そうした議論や検討を経ないまま、特定の取材手法の善し悪しを決めることは、形式的なルールのみを歩きにつながり、放送倫理の向上とは縁遠いものとなる。

＊

今日、カーナビや携帯電話の普及によって、位置情報の受発信それ自体は珍しいものではなくなり、その意味では社会通念にも大きな変化が生じている。しかし、発信器を利用した取材行為が放送倫理上容認されるかどうかについては、参考になる事例がほとんどないこともあって、放送界での議論は深まっていない。

委員会はこの現状を踏まえ、ここではとくにこの問題の法律的な側面を提示し、放送界の議論の参考に供しておきたい。

まず、当然のことだが、位置情報発信装置の出力が電波法で定められた範囲を超えるものであれば、無許可の使用それ自体が違法となる。とはいえ、ここでの主要な関心はそういうことではなく、取材の一環として他人の所有物に発信器を取りつけるという行為そのものの是非であろう。

一般的な法律論では、他人の車に無断で発信器を取りつけることは、その車の所有者が望まない形で何物かを付加することであり、所有権の侵害とされる可能性がある。また、取りつけた発信器を使って車の位置を追尾することは、その車の運転者のプライバシーを侵害する行為と断じられるかもしれない。

所有権の侵害もプライバシーの侵害も、相手方の提訴により、民法709条（故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う）を根拠に賠償を求められる可能性のある民事上の不法行為とされている。今回の場合、行方をくらましたマイケルという人物から損害賠償を求められる事態は考えにくいだが、尾行・追跡取材のために発信器を取りつけることは、法律的には、特段の事情がないかぎり、つまりは原則的には容認されない、ということになる。これが法律的な一般論である。

これに対し、報道の使命や公益性・公共性の観点に基づいて、重大な真実追求のためにそうせざるを得ない（あるいは、得なかった）、と発信器設置の必要性・緊急性・非代替性等の個別特殊な事情を主張することは不可能ではないかもしれない。

むしろその主張が広範な視聴者に、さらには取材された側や、法廷での争いになった場合には司法関係者に、好意的に受け入れられるかどうかはわからない。しかし、いずれにしても確信を持って正当性を主張するためには、放送局と取材者・制作者が発信器設置を決める時点で深く真剣に議論をかさね、またその決断が確かな説得力を持っているか否かを慎重に見極めておく必要があることは言うまでもない。

*

本件事案では、制作会社は、事件の悪質性、尾行の難しさ、人定の難しさ、交通事故の回避などを理由に、マイケルの車に発信器を取りつけたとされる。しかし、放送された番組の映像から事件の様相や実際の尾行・追跡の様子を検討してみると、以下のようなことが見て取れる。

まず、マイケルがAさんから約3000万円をだまし取ったことは悪質とはいえ、同種の手口で次々と同様の事件が起きるかどうかの確証はなく、重大な真実追求の要件を満たしているかどうかは確かではない。

1回目の発信器取り付けは、Aさんからの情報に基づいて、マイケルがAさんと会うためにあるファミリーレストランに現われることを知った取材スタッフが、マイケルが車を離れていたあいだに行ったものと思われる。その後、取材スタッフのロケ車は店から出てきたマイケルの車を約30分間にわたって尾行・追跡した、と番組ナレーションは言っているが、見失う心配はあったにせよ、発信器を設置しなければならない特段の必要性や緊急性や非代替性があった様子うかがわれぬ。事実、番組の映像からは、このときの尾行・追跡が発信器に頼ることなく行われていたように見受けられる。

2回目に発信器を設置したのは、取材スタッフがマイケルに直接会い、トリックを暴いて、真相を突き止めようとした前日か、前々日の夜のことだという。取材スタッフが会うのだから、待ち合わせ場所は当然わかっていたし、トリックを暴かれたマイケルが逃げ出すだろうことも予見できたはずである。したがって緊急性や非代替性は、ここでは当てはまらない。

こうして検討してみると、本件番組で扱った事件が発信器を取りつけるほどの重大な出来事だったかどうか、取材過程で発信器設置の必要性・緊急性・非代替性等がほんとうに存在したかどうかについては、いずれも相当に疑わしいと言わざるを得ない。

*

しかし、これらはどれも、本来、TBSないしTBSの社内調査チームが取材・制作に当たった関係者に聴き取りを行うなどして具体的に取材状況を検証し、その上で放送の使命や公益性・公共性と比較衡量し、この番組の場合の取材手法が容認されるか否かを判断すべき事柄であった。そうした丹念な手順を踏むことなく、「品位」や「社会通念」といういささか曖昧で、ときには恣意に陥りがちな指標によって判断するこ

とには説得力がない。

今回の場合にかぎらないが、ある取材手法が報道倫理や放送倫理から見て容認されるかどうかという問題は、一放送局の取材の仕方ばかりでなく、マスメディア全体、さらには表現者すべてのあり方に影響する。委員会は、TBSが本件番組の調査に当たって、そのような配慮を欠いていたことについて、強い懸念を表明しておきたい。

3. TBSと制作会社の関係——信頼関係が空洞化している

報告書によれば、『報道特集NEXT』の番組プロデューサーらは、郵便物の持ち出し・開封についても、発信器の設置についても、制作会社から何も報告を受けていなかったという。制作会社がTBS側に伝えなかった理由は記されていない。

TBS側は、この制作会社が海外紛争地の取材経験も少なくなく、他局でも多くの番組制作に関わってきた実績等から、一定の評価をしてきたという。『報道特集NEXT』でもこの4年間、同社からの企画提案を受けて放送した特集が9本あった。こうしたことから、「よもや『社会通念から逸脱する手法や手段』があったとは考えませんでした」と、報告書は言っている。

だが、その信頼の根拠は何だったのか。過去の実績と経験はそのひとつではあるが、その信頼があるからといって、持ち込まれた企画、それに関する取材映像、証拠物や資料等々、番組制作で使用する素材がそのまま信用できるということにはならない。ふたつはまったく別の問題であり、とりわけ後者は、いま目の前にある、これから放送しようとしている番組の、いわば製造工程と品質の管理に属する事柄である。

まして本件番組は、現在進行形の犯罪を扱っている。かなりのベテラン取材者でも、関与している外国人の本名、住所、立ち回り先等を把握するのは容易ではない。TBS側の質問に対し、制作会社は「捜査当局から情報を得ている」「(自動車やオートバイで)追跡・尾行した」と説明したとされる。

しかし、通常の取材方法では容易には得られない情報や映像があった場合、もう一歩立ち入った聴き取りと確認が必要だったはずであり、それを怠って放送に至ってしまった責任がTBSにはある。

*

制作会社がマイケルの車に2回目の発信器設置を行ったのは、TBSとの共同制作に入ってからだった。

番組中には、ブラックノートのトリックを見破った取材スタッフが、マイケルと落ち合って真相を突きつけ、マイケルが逃げ出すシーンがあるが、発信器設置はそれ以前のことである。ここで撮影された映像が番組のクライマックスで使われている。

しかし、この重要なシーンの取材・撮影に、すでに共同制作体制に入っていたはずのTBS側スタッフが同行した様子はない。取材はあくまで制作会社が行い、TBS

はその素材をもとに行う構成・編集から以降の作業に加わっている。したがって制作会社が2回目に発信器を取りつけた事実も、TBSは把握できなかった。

委員会が問題だと考えるのは、共同制作体制を組むTBSと制作会社のあいだで、こうした取材手法について、議論や話し合いが行われた形跡がいったいどこにある点である。制作会社は、発信器設置の意図も事実も隠していた。TBSは、気がつかなかった。両者のあいだのこの信頼関係の空洞化、意思疎通の悪さは何なのか。

本件事案は、テレビでは一般化しているテレビ局と制作会社の共同制作、対等なパートナー関係といわれる体制が、じつは大きなブラックホールを抱え込み、放送の使命も放送倫理も、放送人の自負も責任も曖昧にしてしまう、という内情を浮き彫りにしている。

4. 再発防止策——これで上下関係意識は克服できるだろうか

TBSの報告書は後段に記された「再発防止策」のひとつとして、あらたな「プロダクションへの取り組み」を掲げている。要約すればそれは、TBSの「報道倫理ガイドライン」の遵守をこれまで以上に制作会社に求めるために、説明会を適宜開催し、確認書の提出を要請するというものである。

だが、ここにある、説明会への「出席を求めます」「要望を吸い上げる」「確認書の提出を求めます」「相談すること」といった口調には、一段上に立ったテレビ局が制作会社を下に見て、支配・管理するような上下関係意識が見え隠れする。報告書は「プロダクションの自主性を尊重」するとも述べているが、放送界の現状では、制作会社側から「テレビ局の自主性を尊重します」などと言わない、あるいは言えないことを考えれば、これさえも上下関係意識の変種に見えてしまう。

私たちは報告書の揚げ足を取ろうとしているのではない。本件事案は、すでに見てきたようにTBS側と制作会社とのあいだの信頼関係が空洞化し、十分な意思疎通が図られなかったことから生じた不祥事であることが歴然としている。これは共同制作に当たった取材者・制作者間の同志意識やパートナー意識の問題だったと言ってもよい。

言うまでもなく同志やパートナーの意識は、権利と義務、自負と責任を対等に分かち持つ相互的關係から生まれるものである。とすれば、現在の放送界に普遍的に見られるテレビ局と制作会社のあいだの上下関係意識が、ともに対等であるという意識を育み、持ち合うことを妨げる障壁になっていなかったらどうか。

*

上記したことに関連してひとつ、指摘しておきたい。

本件番組は制作会社からの持ち込み企画であり、企画提案された段階で大方の取材は終わっており、提案採用後の取材も制作会社だけで行っている。その後の構成・編

集にTBS側も関与したとはいえ、実質的な制作者は制作会社である。しかし、番組中に制作会社のクレジットはない。あくまでこれは、TBSの制作著作の番組になっている。

果たしてこれで、制作会社の責任意識や自負が育つだろうか。誇りを持って番組を作り、得意分野や専門性を深めたり、番組制作のスキルを磨いていくことができるのか。

あるいは逆に、こう問うこともできる。

今回のように制作会社が取材の過程で放送倫理に反する不適切な行為を行い、しかもそれを巧妙に隠していた場合、実際問題として、テレビ局の側はどこまでのチェックが可能で、どこまでの責任を負うべきなのか。もちろんテレビ局には放送責任があるにせよ、相互にオープンな信頼関係がないところでは、結局は建前だけの善後策になってしまう恐れはないだろうか。

今回の事案を奇貨として、実効的な再発防止策を講じるためには、制作著作の表示の仕方や、放送界に一般的に見られる上下関係意識にまで立ち入った、より深い検討が必要であるように思われる。

V おわりに——「対等なパートナー」に意義のある中身を

本件番組の冒頭、番組キャスターは「ブラックノート詐欺」の情報が「私たちのもとに寄せられました」と語り、本編の放送に入っていく。報道番組でも情報番組でも、しばしば使われる常套的な前フリである。

しかし、この「私たち」とは、どういう「私たち」なのだろうか。

今日のテレビ局は制作会社や外部スタッフの協力がなければ成り立たない仕組みになっている。このことは世界的に共通する趨勢であり、国や地域によっては、番組作りは制作会社、放送するのはテレビ局、と明確に分かれているところもある。

だが、これを別の角度から見れば、それぞれの責任の負い方、取り方が多様化しているということであろう。責任ばかりではなく、役割や任務の分担に応じて、権利と義務の内容が変わり、自負と覚悟のあり方も変化する。これらはむろん、テレビ局から制作会社や外部スタッフに支払われる対価にも影響する。

委員会が懸念するのは、「対等のパートナー」であれ、上記の「私たち」であれ、いま取材・制作の現場で起きている共同制作の深化・複雑化という事態が通り一遍にしか理解されず、両者がそれぞれに明確にすべき責任や自負、権利や義務の意識を曖昧にしているのではないか、ということである。放送倫理の形骸化が始まるのも、こうした土壌においてである。

今回の事案はたまたまTBSにかかわっているが、「はじめに」でも述べたとおり、

委員会がこの3年間に審議してきた事案には、テレビ局と制作会社の関係のまずさが放送倫理意識のばらつきや希薄化を生み、不祥事につながったケースが少なくなかった。それだけこの問題は、放送界全体の構造的なゆがみを示しているということであろう。

私たちはテレビ局と制作会社が共同制作のあり方についてもう一步踏み込み、互いの権利と義務が何であり、それぞれの責任と自負の自覚を高めるために何が必要なのかを真剣に、具体的に検討することを望みたい。それは「対等なパートナー」たる「私たち」の関係に、意義のある中身を与えることである。

T B S 調査報告書

2010年2月9日

放送倫理・番組向上機構（BPO）
放送倫理検証委員会御中

株式会社TBSテレビ
報道局長 神谷哲史

報道特集NEXT「ブラックノート詐欺」についての報告

・「番組」について

「報道特集NEXT」は、毎週土曜日の午後5時30分から6時50分まで全国ネットで放送している報道番組です。1980年10月から2008年3月まで続いた「JNN報道特集」と、土曜日の夕方ニュースを合体させ、前半に20分程度のニュース、後半約1時間を使って1～2本のVTR中心の特集企画を放送しています。今回の企画は、この特集コーナーで放送したものです。

「イブニングワイド」は、毎週月曜日から金曜日の午後4時53分から午後6時40分まで準ネット及び関東ローカルで放送している報道番組です。その日起きたニュースや生活情報を、多彩なコメンテーターやゲストを交え、独自の視点で伝えています。今回の企画は、この中の関東ローカル内特集として放送したものです。

・「オンエア内容」について

2009年12月5日の「報道特集NEXT」で放送した特集は、アメリカ兵マイケルを名乗る男(以下、“自称マイケル”)が、日本人男性Aさんに黒い紙の束を見せて「特殊な薬品をかけると1万円札に戻る」とウソの説明をした上で、薬品代などとして30万ドルをだまし取った疑いがあると指摘したものです。Aさんからの依頼を受けて取材ディレクターが“自称マイケル”と接触、黒い紙を紙幣と誤信させるトリックを暴いたが、“自称マイケル”はその場から逃走した、という内容です。12月8日の「イブニングワイド」で放送した特集も、ほぼ同様の内容となっています。

放送後、取材手法に問題があったとの指摘が寄せられ、調査を行ったところ、取材の過程で①“自称マイケル”の車に発信機を取り付けていたこと、②“自称マイケル”宅の郵便受けから郵便物を抜き取り、開封していたことの二点に

ついて、明確な証言が得られたため、その内容を2010年1月14日の「イブニングワイド」、1月16日の「報道特集NEXT」内で視聴者に伝え、事前に確認できなかったことを深く反省します、などと放送しました。

以下、今回の企画の窓口となり、最初に放送した「報道特集NEXT」内での制作過程における判断を中心にご報告致します。

- ・ 「番組」と「制作会社」との関係

「報道特集NEXT」の特集企画については、24名から成る番組スタッフ及びTBS・JNN系列局の社員ディレクターによる「内部制作」が8割近くを占めていますが、外部の制作会社から提案された企画も放送しています。

制作会社からの提案に際しては、完成したVTRを納入させ、そのまま放送する「完パケ方式」は原則として採らず、企画段階から構成、編集に至るまで意見交換をしつつ進めるなど、「共同作業」に近い形を取っています。ただし、これまでの「報道特集NEXT」やその前身の「JNN報道特集」におけるプロダクションの実績により、共同作業でのコミットの度合いが異なるのも事実で、今回の「ブラックノート」企画を提案、取材にあたったAPF通信社については実績のあるプロダクションとして認知していました。

- ・ 「番組」と「APF通信社」との関係

APF通信社は1992年に設立され、海外紛争地の取材や、国内においても様々な「調査報道」を実践し、各テレビ局で実績を残してきた独立系のニュース通信社です。ミャンマーで銃弾に倒れた故長井健司氏が所属していたことでも知られ、「報道特集NEXT」でもこの4年間に9本の特集を企画、放映してきました。

同社は、企画放映に際しては、社の独立性を重視する立場から、APF通信社が独自に取材し、特集として放映するメドが一定程度立った時点で企画提案をするスタイルをとっています。

したがって、番組では、今回も企画提案を受けた段階から構成、編集まで意見交換を行って制作してきました。

- ・ 「ブラックノート」企画提案の経緯

APF通信社からブラックノート企画の提案を受けたのは、2009年7月29日でした。提案を聞いた番組プロデューサーは、この企画の元となる情報の入手先が信頼できるか、詐欺を企図する者（番組での“自称マイケル”）について捜査当局はどの程度把握しているか、などの点を質し、その後、上長である制作プロデューサーの承諾を得て、企画として進める旨をAPF通信社側に伝えました。欧米で既に出回っているドル札版に続き、日本円の「ブラックノート」が出回り始めたことを広く視聴者に伝え、警鐘を鳴らすことの報道価値は高い、と判断したためでした。

これと並行して番組プロデューサーは、企画の「裏付け」を取るため、“自称マイケル”やその一味の存在を捜査当局が掴んでいるか、また、情報の入手先が信頼できるかについて、APF通信社とは別の情報ルートで調べました。その結果、警察がそうした一団の存在を既に把握していること、また、情報の入手先についても一定の信頼が置けることが分かり、本件が「架空の事件」でないことを確認しました。

なお、後に詳述するように、企画提案があった7月29日の時点では、“自称マイケル”への直撃取材を除く相当部分のロケが終了しており、問題の「葉書の開封（7月5、6日）」「発信器の取り付け（6月27日、9月10日）」についてAPF通信社から番組プロデューサーへの説明・報告はなく、番組自身も独自に把握することはできませんでした。

- ・ 取材経過及び放送に至る経緯

“自称マイケル”の身元について、APF通信社の代表及び担当ディレクターは「捜査当局から情報を得ている」と番組プロデューサーに説明しました。番組プロデューサーも、捜査当局がマイケル一派の存在を把握していることを別の情報ルートで確認していました。

また、“自称マイケル”の自宅の割り出しについても、APF通信社ディレクターは、自動車だけでなく、アシスタントディレクターが自家用のオートバイを使って追跡・尾行したと説明しました。

こうした経緯から、番組プロデューサーは、APF通信社の説明は合理的で、説得力があり、葉書の開封や発信機の取り付けといった不正行為があったのではないかとの疑問は持ちませんでした。

更に、捜査機関がマイケルのグループについて関心を持っているとの報告を

A P F 通信社のディレクターから受けていましたので、番組プロデューサーは、慎重に準備をし、直撃取材が当局の捜査の支障とならないように留意すること、また、直撃取材に当たっては取材者の安全確保を徹底することなどを申し入れ、A P F 通信社側もこれを了承しました。

9月10日夜、A P F 通信社代表より、“自称マイケル”への直撃取材を行い、A P F 通信社ディレクターが怪我をしたとの電話報告がありました。番組プロデューサーは、A P F 通信社に赴き、直撃取材の際、逃げ出す“自称マイケル”を押しとどめようとしたA P F 通信社ディレクターが右手薬指を複雑骨折したこと、医療機関で応急手当を受けたが、手術が必要で、後遺症が残る可能性もあり、それらを考慮して捜査当局へ傷害事件として届けたいと考えていること、などの説明を受けました。A P F 通信社は、その後実際に傷害事件の被害者として捜査当局に届け出ています。

一方、直撃取材の結果、騙されていたことを自覚した日本人男性Aさんは、A P F 通信社ディレクターの説得に応じ、捜査当局に被害を届け出る決心をし、連絡したことから、10月6、7の両日、捜査員がAさんへの事情聴取を行いました。

このため番組プロデューサーとA P F 通信社は、“自称マイケル”の逃走後、捜査機関が動き出すのを見守っていました。

10月末、A P F 通信社ディレクターは番組プロデューサーに、捜査当局から“自称マイケル”が既に国外に逃亡し、傷害事件としての立件も出来ないとの情報を得た、と報告しました。

これを受けて、番組プロデューサーは、制作プロデューサーと相談の上、特集企画の放映時期を検討し始めました。“自称マイケル”の国外逃亡によって、捜査の進展が当面見込まれず、放送によって捜査を妨害する恐れがなくなったこと、また、逃亡後も国内にはその残党が依然残っており、ブラックノート詐欺が将来再発する恐れがあることなどから、一連の取材成果を報道することは公益性にかなうと考えたからです。

また、11月、A P F 通信社ディレクターから番組プロデューサーに対し、日本人男性Aさんから放送を望んでいるとの連絡がありました。それまで黒い紙を一万円札だと信じてがっていた本人も、直撃取材後、詐欺被害を自覚するようになり、警察が動かないのであれば、恥をかくことを覚悟で放映して欲しいと考えている、との説明がありました。

以上を踏まえて、12月5日の放送に向け、準備を開始することになりました。

・ オンエア前のチェック

放送の方針が固まり、番組プロデューサーとAPF通信社のディレクターは議論を重ね、特集の構成案を固めていきました。番組プロデューサーは直撃取材と日本人男性Aさんの取材テープをチェックし、取材内容に「作為」などの問題点がないか確認しました。その後、両者が議論した上で構成案を練り、APF通信社ディレクターが編集作業を行いました。VTRのプレビューは番組プロデューサーが2回行い、その都度修正を加えていき、その後、制作プロデューサーも加わってさらに2回プレビューをし、映像上、構成上の問題点や矛盾点がないかチェックを行いました。その上で、ナレーション原稿についても、APF通信社ディレクターと議論しつつ、細かく修正を加えていきました。

制作会社の特集に対するチェックでは、撮影した「映像」に問題がないかどうかを重点的に調べます。不要あるいは不適當な隠し撮りや隠し録音が行われていないか、プライバシーを侵害していないか、作為や自作自演を伺わせるカットはないか、などです。

一方、カメラが回っていないところでの取材倫理については、映像が残っていないため、制作会社の「実績」と「信頼」を基準に判断せざるを得ないのが実情です。例えば、放送実績のない制作会社が「報道特集NEXT」に持ち込んできた企画に対し、番組プロデューサーが取材対象者と直接連絡を取り、取材の過程に問題がなかったかを調べるケースもあります。

しかし、今回は実績を積んできた会社で、「映像」にも不自然さがなかったため、取材手法の根本に立ち入った厳しい調査は行いませんでした。

・ 検証結果

去年暮れ、社外より、①ブラックノート詐欺の犯人と疑われる“自称マイケル”の車に発信機をつけた②“自称マイケル”のアパートの郵便受けから郵便物を盗み、開封している、との情報がTBSに寄せられました。そのためTBSは2009年12月25日、APF通信社に対し、事実関係を早急に調査し、報告するよう求めました。

APF通信社からは2010年1月7日、文書にて同社の最終的な調査結果が示されました。

その中でAPF通信社は、発信機の使用を認めただうえで、発信機使用の理由について、6月27日の接触が最後の接触になると考えられたことから、尾行などの方法で失敗すれば“自称マイケル”を逃がしてしまう恐れがあったこと、

発信機は確実性が高く、尾行などより安全に作業が出来ることなどを挙げました。そして事件の悪質性なども考慮したうえで、今回は社として発信機の使用を決めたこと、また、同社において発信機の使用は初めてだったことを明らかにしました。

一方、郵便物の抜き取りについてAPF通信社は、7月5日、APF通信社ディレクターがアシスタントディレクターに指示し、“自称マイケル”宅の郵便ポストから一時的に公共料金の葉書を抜き取り、翌日“自称マイケル”宅のポストに返却したことを認めました。その理由については、“自称マイケル”の実名を調べるためだったとした上で、「外国人犯罪においては、外国人登録証の偽造や、不正再発行などを行い、身分を隠しているケースが殆どで、APF通信社ディレクターは“自称マイケル”の実名の手がかりを掴むため、やむなく郵便の宛名を確認することにした」と説明しました。

更に郵便物については、APF通信社代表から、抜き取った後、開封し、糊付けして戻したことも口頭で報告を受けました。

同文書の提出を受け、放送局として独自の調査を行うため、TBSは1月9日、報道局編集主幹と2名の弁護士の計3名による調査チームを立ち上げ、関係者の聞き取り調査を1月12日より始めました。対象者は、ポストから郵便物を抜き取ったとされるAPF通信社のアシスタントディレクター、そのアシスタントディレクターに指示したとされる同社のディレクター、取材に関わったその他の社員、事情を知る契約スタッフ、同社代表、更にTBS側でこの企画を担当した「報道特集NEXT」の番組プロデューサーら7人です。聞き取りに費やした時間はのべ13時間40分でした。

その結果、以下のような証言を得ました。

<発信機の使用について>

- ・ APF通信社のディレクターが発信機を“自称マイケル”の車に取り付けたのは2回だった。
- ・ 1度目は6月27日の被害者Aさんと“自称マイケル”の接触時で、駐車場に停まっていた“自称マイケル”の車に取り付けた。
- ・ 2度目は9月10日に“自称マイケル”とAPF通信社ディレクターが接触するのに合わせ、その前日か前々日の夜、“自称マイケル”のアパート前に停まっていた彼の車に取り付けた。
- ・ 「詐欺的行為」の悪質性、尾行の難しさ、外国人犯罪の人定の難しさ及び交通事故の回避などの理由から、今回のケースでは発信機の使用はやむを得ない選択であるとしてAPF通信社の代表も事前承認していた。

<郵便物の抜き取りについて>

- ・ 大阪出張中であったAPF通信社ディレクターが、7月5日、同社のアシスタントディレクターに対し、“自称マイケル”のアパートの郵便受けに入っていた公共料金の葉書大の請求書の宛名を確認するよう指示した。
- ・ 確認後、“自称マイケル”の名前（オラディプポ・ピーター・アデバーヨ）が長すぎて、宛名が途中で切れているのではないかと疑い、APF通信社ディレクターはアシスタントディレクターに対し、同請求書を持ち帰るよう指示した。
- ・ アシスタントディレクターは「持ち出すのはまずい」と抵抗したが、結局APF通信社ディレクターに押し切られ、同請求書を自宅に持ち帰り、APF通信社ディレクターの指示に従って開封し、中に記されていた契約者名（使用者名）を確認した。
- ・ 翌日、アシスタントディレクターは同請求書を開封したままの状態、APF通信社ディレクターに手渡し、同ディレクターは糊付けした上、翌日か翌々日の夜10時ごろ、“自称マイケル”のポストに戻した。
- ・ この事案はAPF通信社ディレクター個人の判断により行われたもので、APF通信社の代表もTBSからの問い合わせを受け、同社の内部調査によって初めて把握した。
- ・ 番組プロデューサーは、“自称マイケル”の実名をどうやってつかんだのかについて尋ね、APF通信社のディレクターからは捜査当局や入管とのやり取りで把握しているとの回答を得ていた。

<その他の問題の有無について>

上記2点の問題のほかに、取材上、編集上問題となりうる点についても全員から聞き取りを行ったが、今回の調査の限りにおいて、その他の問題点は確認できなかった。

・ 視聴者への「説明」に至る経緯

2010年1月7日付のAPF通信社からの報告書、及び、その後の社内調査を踏まえてTBSは1月14日の「イブニングワイド」、同16日の「報道特集NEXT」の中で視聴者に対する説明を行いました。

「イブニングワイド」では、不法行為の疑いのある葉書の開封について報告し、「報道特集NEXT」でさらに発信機の問題も合わせる形で、以下の通り報

告しました。

(以下引用)

ここで、番組から説明させていただきたいことがあります。

12月5日に放送した特集「謎の黒い1万円札、ブラックノート詐欺」の取材過程で一部不適切な行為があったことがわかりました。

この特集は自らアメリカ兵でマイケルと名乗る男が男性Aさんに黒い紙の束を見せて「特殊な薬品をかけると1万円札に戻る」とウソの説明をした上で薬品代などとして30万ドルをだまし取った疑いがあると指摘したものです。

この取材に当たった制作協力会社APF通信社のディレクターが男の本名を知りたいと考え、自称マイケルの郵便受けから公共料金の請求書の葉書を持ち出し、開いて名前を確認した後、修復して、郵便受けに戻していたことがわかりました。

また、男が行方をくらまさないようにと考え、男の車に発信機能の付いた機器を取り付け追跡取材を行っていました。

こうした取材行為は、報道倫理上認められないものです。

TBSは、取材したAPF通信社側から全く知らされていませんでしたが、TBSには放送する前に、不適切な取材などが行われていないかを確認する責任があり、今回の事態を深く反省しております。

今後、このようなことがないよう全力を尽くしてまいります。

(引用終わり)

このうち、葉書の抜き取り・開封については、調査に加わった弁護士より、違法行為に当たるとの指摘も受けました。しかしながら、報道機関は違法行為だと認定する立場にはなく、あくまでも報道機関として、取材上のルールや倫理に反していることを視聴者に伝えることが望ましいと判断しました。そして事の重大性に鑑み、14日の時点で最終的な確認が取れたことから、同事案をいち早く視聴者に伝えました。

一方、発信機については、14日の段階では、さらに精査・確認を行う必要があったため視聴者への説明は見合わせ、一連の調査が終了した16日の「報道特集NEXT」で、葉書の抜き取り・開封と併せ、報道倫理の点で問題があったことを視聴者に説明し、お詫びしました。

・放送と「逃亡」の関係について

12月5日の放送終了後、視聴者からは「直撃取材の結果、自称マイケルが海外逃亡したのではないか」との問い合わせを多数頂きました。

私たちは報道機関として、例えば犯罪の存在や態様など取材の成果を、放送という手段で明らかにすることにより社会に警鐘を鳴らし、新たな被害者の発生を防ぐなどの公益に資することができると考えています。従って、犯人を逮捕する捜査機関とは違う役割を担っています。

一方、TBS「報道倫理ガイドライン」では、「違法行為を取材し放送する場合には、犯罪の種類・性格・態様にもよるが、社会的義務として当局への通報が必要になることもある」と述べています。

本件については、既に説明した通り、“自称マイケル”一派の存在を捜査当局も早い段階から把握していました。したがって、APF通信社は、当初から、直撃取材も含めて取材活動が捜査の妨害にならないよう慎重に取材を進めてきましたし、番組プロデューサーもその点を繰り返し注意してきました。

そして、この直撃取材を行うことによって、それまで自分が詐欺に遭っていることを認めようとしなかった被害者のAさんは、直撃取材の内容を見て詐欺にあったことを確信し、捜査当局に被害を申し出る決心をして、事情聴取を受けました。また、APF通信は傷害に関して被害届を出しました。

このため、捜査当局が事件化に動く可能性があると判断し、私たちは直撃取材以降、捜査の成り行きを注視していました。

“自称マイケル”は、そうした動きの中で海外逃亡を図ったと見られます。

直撃取材後の捜査機関の具体的な認識や動向などの経緯については、“自称マイケル”らに情報を提供することにもなりかねないことから、報道機関の姿勢として、放送では敢えて触れない方が適切だと判断しました。

まとめ

取材の過程で報道倫理に反する行為が行われていたことは痛恨の極みであり、放送の前に不適切な取材が行われていないかどうかを確認する放送局としての責任を果たすことができませんでした。

TBSの「報道倫理ガイドライン」には、「取材・報道のあらゆる場面において高い品位を保ち、社会通念から逸脱する手法や手段をとってはならない（第1章の4）」とあり、さらに制作会社に企画を発注する場合は、当該会社のスタッフにも「報道倫理ガイドライン」を守ってもらうよう定めています。既に述べたように、APF通信社には、前身番組である「JNN報道特集」時代から築いてきた実績と信頼がありました。そのため、よもや「社会通念から逸脱す

る手法や手段」があったとは制作・番組両プロデューサーとも考えませんでした。

「報道特集NEXT」の番組プロデューサーは今回の企画でも、打ち合わせなど折りに触れて、自らAPF通信社に出向き、また、電話連絡を密にするなどして、同社のスタッフとコミュニケーションを積極的にはかり、状況を仔細に把握する努力をしてきました。

しかし、番組プロデューサーが制作に関わった7月末以降にも発信機が使われ、それについての相談や報告がなされる状況を作り出すことができていませんでした。

また、9月10日の直撃取材では、APF通信社ディレクターが怪我をするという事態となりました。

こうしたことから、局としての取材上の管理が結果的に甘かったのではないかというご指摘には真摯に耳を傾けたいと考えています。

不適切な取材が行われ、それを確認できずに放送に至った責任はTBSにあり、深く反省して視聴者の皆様にお詫びしたところです。

再発防止策

1. 報道局、TBS内での問題の共有化

報道倫理に反する取材手法がとられ、その確認ができないまま放送に至ってしまった今回の「報道特集NEXT『ブラックノート詐欺』」企画は、報道機関への信頼を大きく損なう事態を招いてしまいました。

今回の問題を教訓とするため、まず、報道局全体で問題の共有化をはかります。

<問題の共有化>

毎週開かれている部長・プロデューサー会議やデスク会議で、内部調査の報告を行うなど、様々なレベルで問題の共有化をはかります。また、報道局勉強会でもこの問題を取り上げ、若手社員や外部スタッフの間でも自分たちの取材手法としての規範意識や問題意識を高めて参ります。

更に、TBS全体としても問題を共有するため、2月5日、社内の放送倫理委員会でもこの「ブラックノート」企画を取り上げました。局と制作会社のありべき関係や制作工程の管理のあり方、放送局としてのチェックのあり方など活発な意見交換が行われました。

<「報道倫理ガイドライン」への盛り込み>

TBS報道局では、日常の取材や編集の指針となる「報道倫理ガイドライン」を毎年改訂し、その徹底を図っています。今回の事例を、2010年度版「報道倫理ガイドライン『プロダクションの取材とTBSルール』」の項目に盛り込み、新たな教訓として継承していきます。

2. 報道局のチェック体制の強化

調査報道をはじめ、扱いの難しいテーマを取り上げる場合は、プロダクションから持ち込まれる企画に限らず、局内制作の企画についてもチェック体制を強化します。

<報道検討会の設置>

報道局には、ニュースセンター、取材センター、デジタル映像センター、報道番組センターの4つのセンターがありますが、それぞれのセンターの責任者である各センター長が最終的なチェックを担っています。そして必要に応じて、その他のセンター長や編集主幹、局長が加わり、複数の目で検討・チェックを行ってきました。

今後は、従来のやり方を強化する方向でシステム化し、報道局内に新たに報道検討会を設置します。

<報道検討会の役割>

報道局長、編集主幹、4センター長、解説室長の7名からなる報道検討会を設置します。センター長からの求めに応じていつでも開催し、単に放送の是非といった最終的な判断に限らず、取材手法や放送内容なども含めてチェックを行っていきます。

また、責任の所在を明確にするため、報道検討会の責任者を報道局長と定め、局長が不在の場合は編集主幹が責任者を務めます。

3. プロダクションへの取り組み

TBSの「報道倫理ガイドライン」には、既述したように「取材・報道のあらゆる場面において高い品位を保ち、社会通念から逸脱する手法や手段をとって

はならない」と記されており、プロダクション制作の場合にもこの「報道倫理ガイドライン」を遵守するようプロダクション側に求めています。

今後はその取り組みを一層強め、以下の通りの具体的な再発防止策を取ります。

<「報道倫理ガイドライン」説明会の開催>

「報道倫理ガイドライン」の説明会を毎年複数回開催し、TBS報道局の番組制作に協力する全プロダクションに出席を求めます。

また、説明会をプロダクション側からの局への要望などを吸い上げるひとつの場としても活用していきます。

<確認書の提出>

上記説明会の席で、全プロダクションに「報道倫理ガイドライン」を遵守して制作に当たるといふ確認書の提出を求めます。確認書には、制作過程で何らかの迷いや疑問が生じたときには、速やかに局側の担当者に相談することなどを盛り込みます。

プロダクションの自主性を尊重しながら、局側のチェックをどう強化していくか、放送ジャーナリズムの発展のためにも、今回の再発防止策に留まらず、今後とも真摯に考えて参ります。